

さいたま市建築工事材料検査実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、さいたま市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）及びさいたま市建築工事監督要綱（以下「監督要綱」という。）が適用される工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）の検査（以下「材料検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(材料検査の実施)

第2条 材料検査は、監督要綱で規定する当該工事を監督する監督員及び必要に応じて主任監督員又は主任監督員から任命を受けた職員（以下監督員を含め「監督員等」という。）が実施する。

(材料検査の場所)

第3条 材料検査は、施工計画書等に基づき工事現場内又は生産工場等で行う。

(材料検査請求書等の提示)

第4条 監督員等は、機材の工事現場への搬入ごとに、受注者又は現場代理人（以下「受注者等」という。）から材料搬入報告書を提出させなければならない。

ただし、監督員等から承諾を受けた機材は、材料搬入報告書の提出を省略することができる。

2 材料搬入報告書に添付する資料は、機材の数量を確認できるもの(工事写真)及び機材の品質・性能を証明するもの(工事写真、試験成績表等)を添付すること。

ただし、監督員等が承諾した機材は、機材の数量を確認できるものとして、工事写真に代えて納品書等とすることができる。

3 監督員等は、約款第13条第2項の規定に基づき、材料検査の実施に先立って材料検査請求書を2部提出させなければならない。なお、材料検査を実施する機材については、監督員等から承諾を受けるものとする。

4 前3項の監督員等の承諾は、施工計画書の品質計画で行うこととする。

(材料検査の方法等)

第5条 機材の品質及び性能等を検査する方法は、目視による検査のほか、次に掲げる試験並びに確認及び照合によるものとする。

- (1) 試験による検査は、工事現場、試験機関又は機材製作者の試験設備等における試験の結果得られた成績表に基づき行う。試験は、原則として監督員等が立会うこととするが、公的な試験研究機関（国立、公立、その他これらに準ずる試験研究機関、大学等）で試験を行う場合はこの限りでない。
- (2) 確認及び照合による検査は、見本品（現物見本を含む。）、カタログ、製作図、試験成績表等の品質及び性能等を証明する資料等の確認並びにJ I S等の規格を証明するマーク及びその他認証機関のマークの照合により行う。

（材料検査の実施数量等）

第6条 材料検査の対象となる数量は、材料検査請求書に基づく数量とする。

- 2 材料検査は、機材の種別ごとに監督員等が実施する。
- 3 初回の検査で合格した機材と同じ種別のものが、複数回にわたり搬入される場合は、主要な機材を除き抽出検査とする。ただし、監督員等が別に指示した場合はこの限りでない。

（材料検査の合否等）

第7条 監督員等は、材料検査の結果、合格と認めた場合には、その結果を受注者等に通知するとともに、1部保管しなければならない。

- 2 監督員等は、材料検査の結果、不合格とした場合は、受注者等に約款第13条第5項の規定により、不合格品として機材を工事現場外へ搬出するよう指示しなければならない。
- 3 監督員等は、前項による場合、受注者等と機材の取替及び補修に必要な期間について協議し、再度、材料検査請求書を提出させなければならない。

（検査結果の報告）

第8条 監督員等は、前月末日までに実施した材料検査の結果を、毎月5日までに総括監督員に報告しなければならない。ただし、契約工期が2ヶ月以内の工事にあっては、一括して報告することができる。

- 2 前項の報告は、工事監督報告書によるものとし、材料検査請求書、受注者等に指示した文書及びその他検査資料を添付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。